

#### 4 費用

##### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【介護給付料金表】介護給付を提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供時間帯	サービス提供時間数		20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分を増すごと	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	昼間	1,650円	165円	2,480円	248円	3,940円	394円	5,750円	575円	830円を加算	83円を加算		
	早朝・夜間	2,060円	206円	3,100円	310円	4,930円	493円	7,190円	719円	昼間に25%加算	昼間に25%加算		
	深夜	2,480円	248円	3,720円	372円	5,910円	591円	8,630円	863円	昼間に50%加算	昼間に50%加算		
生活援助	サービス提供時間数	20分以上 45分未満		45分以上									
	サービス提供時間帯												
	昼間	1,810円	181円	2,230円	223円								
	早朝・夜間	2,260円	226円	2,790円	279円								
	深夜	2,720円	272円	3,350円	335円								

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた時間数によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行いません。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。  
例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1から5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいった

んお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【日常生活支援総合事業料金表】訪問型独自サービスを提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

サービス提供区分		訪問型独自サービス (Ⅰ) 週1回程度の利用が必要な場合		訪問型独自サービス (Ⅱ) 週2回程度の利用が必要な場合		訪問型独自サービス (Ⅲ) 週3回程度の利用が必要な場合	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合	基本	11,680円/月	1,168円/月	23,350円/月	2,335円/月	37,040円/月	3,704円/月
月途中でサービス提供を開始(終了)する場合	基本	380円/日	38円/日	770円/日	77円/日	1,220円/日	122円/日

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 適切なサービス提供等により結果的に、利用者の状態が改善する等、当初のサービス提供区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による日常生活支援総合事業計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいたんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※ 第1号訪問事業・訪問型独自サービス相当サービスの利用料は訪問型独自サービス費と同様。

## (2) 特定事業所加算

<当社が下記のいずれかの特定事業所加算を取得した場合は利用料金に加算します。>

特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)	20%
	特定事業所加算(Ⅱ)	10%
	特定事業所加算(Ⅲ)	10%
	特定事業所加算(Ⅳ)	5%

(3) <サービス提供責任者について特に労力のかかる初回時及び緊急時の対応を評価します。>

>

初回加算	200単位/月
------	---------

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。(日常生活支援総合事業も同様)

緊急時訪問介護加算	100 単位／回	対応可能時間	8：30～17：30
-----------	----------	--------	------------

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

(4) 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位／月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位／月

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第 76 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下に同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 75 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下に同じ。）又は指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 10 条に規定する指定通所リハビリテーション以下に同じ。）の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初日の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。（日常生活支援総合事業も同様）

(5) 介護職員処遇改善加算

<算定は、下記の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合する加算を算定します。>

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 を加算 (Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 を加算 (Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 を加算 (Ⅳ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の 90/100 (Ⅴ) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の 80/100
------------	--

【算定単位】 1 月につき

(注) 所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

(6) 交通費（介護保険）

2 の(4)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

2 の(4)の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した

交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- (1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 無料
- (2) 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 500円

(7)その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。